**令和６年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指定権者** | **内容及び期間** | **サービス種別** | **主 な 指 定 取 消 し・効 力 停 止 の 事 由** | **根拠規定** | **経済上の措置** |
| 大阪市 | 指定の効力の　一部停止６か月  (R6.10.1～R7.3.31) | 訪問介護 | 少なくとも平成30年10月21日から令和６年６月28日の間、管理者兼サービス提供責任者について、従業者の業務の実施状況の把握及び従業者に法令を遵守させるための必要な指揮命令が行えていなかった。  少なくとも令和３年12月から令和６年２月の間、入居者７名分の訪問介護計画書について、実際に作成した担当者と異なる氏名で作成されているなど、適切に作成・保管されておらず、利用者及びその家族に対し、訪問介護計画書の内容を説明し、その内容の同意を得て、交付していることが確認できない事例があった。  また、少なくとも令和４年１月から令和５年11月の間、入居者27人58月分のサービス実施記録について、実際にサービス実施記録の確認作業を行っていないサービス提供責任者の印鑑が押印されている事例があった。 | 第77条第１項第４号及び第11号 | なし |
| 大阪市 | 指定の取消し  （R7.3.1） | 訪問介護 | 利用者30名について、少なくとも、令和４年10月から令和６年５月までの間、サービスを提供していないにもかかわらず、サービス提供の記録を偽造し、提供したかのように装い、介護給付費を不正に請求し受領した。  監査の聴き取りに対して、複数の従業者が、サービス提供をし、サービス提供の記録を作成していたと虚偽の答弁を行った。 | 第77条第１項第４号、第６号及び第８号 | 不正請求に係る返還額  41,616,152円  （加算金を含む。） |
| 大阪市 | 指定の取消し  （R7.3.1） | 訪問介護 | 利用者14名について、少なくとも、令和４年４月から令和６年５月までの間、サービスを提供していないにもかかわらず、サービス提供の記録を偽造し、提供したかのように装い、介護給付費を不正に請求し受領した。  監査の聴き取りに対して、複数の従業者が、サービス提供をし、サービス提供の記録を作成していたと虚偽の答弁を行った。 | 第77条第１項第４号、第６号及び第８号 | 不正請求に係る返還額  40,784,149円  （加算金を含む。） |
| 大阪市 | 指定の取消し  （R7.3.1） | 訪問介護 | 利用者14名について、少なくとも、令和４年４月から令和６年５月までの間、サービスを提供していないにもかかわらず、サービス提供の記録を偽造し、提供したかのように装い、介護給付費を不正に請求し受領した。  監査の聴き取りに対して、複数の従業者が、サービス提供をし、サービス提供の記録を作成していたと虚偽の答弁を行った。 | 第77条第１項第４号、第６号及び第８号 | 不正請求に係る返還額  50,087,419円  （加算金を含む。） |
| 東大阪市 | 指定の取消し（R6.7.1） | 訪問介護 | サービス提供の実態がないにも関わらず、架空のサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。また、指定訪問介護と一体的に運営する指定障害福祉サービス事業において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律違反があった。 | 第77条第１項第６号及び第１０号・第115条の４５の９第６号 | 不正請求に係る返還額  2,796,753円  (加算金を含む。) |
| 東大阪市 | 指定の効力の 全部停止６か月  (R6.10.1～R7.3.31) | 訪問介護 | 住宅型有料老人ホームと同一建物内に拠点を置いてサービス提供を行っていたにもかかわらず、事業所の所在地について、有料老人ホームと隣接しない別の場所に移転したとする虚偽の所在地変更の届出を行い、不正に同一建物減算を免れて介護給付費を請求し受領した。 | 第77条第１項第６号及び第１１号・第115条の４５の９第６号及び第７号 | 不正請求に係る返還額  7,692,748円  (加算金を含む。) |
| 高槻市 | 指定の取消し  (R6.7.31) | 訪問介護・第1号訪問事業 | 同一建物減算を逃れようとして、居宅介護サービス費の請求に関する不正を行った。  管理者及びサービス提供責任者の専従要件を満たしていなかった。  指定介護予防訪問サービス事業所と一体的に運営されている指定訪問介護事業所において、介護保険法に違反する事実があったため、指定介護予防訪問サービスについても同様の処分を行った。 | 介護保険法第77条第1項第3号、第6号、第115条の45の9第1号、第6号 | 不正請求に係る返還額  1,722万円  （加算金を含む。） |
| 枚方市 | 指定の効力の 全部停止３か月  (R6.7.1～9.30) | 訪問介護 | 令和５年２月から令和５年７月まで、喀痰吸引行為の必要な資格を持っていない訪問介護員３名が喀痰吸引行為を少なくとも62回以上、経管栄養等の注入行為の同じく必要な資格を持っていない訪問介護員１名が経管栄養等の注入行為を少なくとも１回以上行っていた。  管理者が、訪問介護員が必要な資格を持っていないことを少なくとも令和５年３月には認識しながら、喀痰吸引行為や経管栄養等の注入行為の実施が必要、または必要な可能性のある利用者に訪問するよう指示を行っていた。 | 第77条第１項第５号 | なし |
| 吹田市 | 指定の取消し（R6.8.30） | 訪問介護 | 指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、管理者として配置すると記載し、指定を受けた。 | 第77条第１項第９号 | なし |
| 泉大津市 | 指定の取消し（R6.10.22） | 訪問介護・第1号訪問事業 | 利用者１名に対し、平成31年２月から令和５年４月までの期間において、延べ2,437件、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第25条で禁止されている同居家族に対するサービスを提供し、介護給付費を不正に請求、受領した。  　利用者１名に対し、平成31年２月から令和５年６月までの期間において延べ214件、生活援助と共に身体介護のサービスを行ったとしていたが、身体介護のサービスを行っていないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求、受領した。 | 第77条第１項第６号 | 不正請求に係る返還額  約250万円  （加算金を含まず。） |